<http://www.selfdecl.jp/>に掲載しているように消費税法の[抜本改正](index6petition/kousojou.pdf)に備え、改正消費税法のあり方について国民の皆さまのお考えをお伺いしたいので下記事項に対するご意見をiso@selfdecl.jpあてにお寄せ頂きたくよろしくお願いします。

1. 日本国憲法第３０条違反を無くすため、すべての事業者に納付すべき消費税額の価格転嫁を義務付けるよう、消費税法第６３条中（専ら他の事業者に課税資産の譲渡等を行う場合を除く。）の字句を削ること
2. 一極集中／地域格差解消を促すため、法第２２条の納税地に関する条項を見直し、事業者のすべての事業所が所在する地域を納税地にするのを原則とし、消費税と地方消費税の区分を無くし、消費税は地方団体が収納すること
3. 非課税、還付、免税、納税義務の免除、などの対象を無くす方向で関係する条項を見直すこと
4. 消費税の申告・納付の計算は課税期間ごとに次式で行うこと
納付税額＝税抜課税資産等の売上に係る消費税 － 課税仕入れに係る消費税
5. その他